

2021年1月15日

各位

会社名 データセクション株式会社
代表者名 代表取締役社長 CEO 林 健 人
(コード番号：3905 東証マザーズ)
問い合わせ先 取締役 CFO 望 月 俊 男
TEL. 03-6427-2565

募集新株予約権（有償ストック・オプション）の発行に関するお知らせ

当社は、2021年1月15日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第240条の規定に基づき、当社の取締役に対し、下記のとおりデータセクション株式会社第15回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。なお、本新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。また、本新株予約権は付与対象者に対する報酬としてではなく、各者の個別の投資判断に基づき引き受けが行われるものであります。

1. 新株予約権の募集の目的及び理由

中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、より一層意欲及び士気を向上させること並びに株価に対する経営責任の強化を目的として、当社取締役に対し、有償にて本新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、発行済株式総数の約1.5%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、あらかじめ定める業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しております。具体的には、新株予約権者は、2022年3月期から2024年3月期までのいずれかの期における売上高が2,000百万円を超過した場合において、割当てを受けた本新株予約権を行使することができるとしております。また、これに加え、株価に対する経営責任の強化のため、割当日から2025年7月31日までの間に、いずれかの連続する20取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値がすべて本新株予約権の行使価額の150%を上回った場合に本新株予約権を行使することができるものとする行使条件を付しております。

これらにより、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様のご利益に貢献できるものと認識しており、株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

2. 新株予約権の発行要領

(1)	新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数	当社取締役 2名 2,160個
(2)	新株予約権の目的である株式の種類	当社普通株式
(3)	新株予約権の目的である株式の数	<p>本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。</p> <p>なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当手を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果の結果生じる1株未満の端株については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(又は併合)の比率</p> <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、株式分割又は資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、付与株式数は適切に調整されるものとする。</p>
(4)	発行する新株予約権の総数	<p>2,160個</p> <p>なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式216,000株とし、上記2の(3)により本新株予約権に係る付与株式数が調整された場合は調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。</p>

<p>(5)</p>	<p>新株予約権の発行価額</p>	<p>本新株予約権 1 個あたりの発行価額は、261 円とする。</p> <p>なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社コーポレート・アドバイザーズ・アカウンティング（以下、「CAA」という。）が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、CAA は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2021 年 1 月 14 日の東京証券取引所における当社株価の終値 430 円/株、株価変動性 58.8%、配当利回り 0.0%、無リスク利子率 -0.097% や本新株予約権の発行要項に定められた条件（行使価額 430 円/株、満期までの期間 8 年、業績条件）に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出している。</p>
<p>(6)</p>	<p>新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額（行使価額）</p>	<p>本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1 株あたりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2021 年 1 月 14 日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値である金 430 円とする。</p> <p>なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（又は併合）の比率}}$ <p>また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$

		<p>なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。</p> <p>さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。</p>
(7)	新株予約権の権利行使期間	<p>本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という）は、2021年2月3日から2029年2月2日までとする。</p>
(8)	新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、以下の(i)及び(ii)の両方の条件を満たした場合にのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>(i) 2022年3月期から2024年3月期までのいずれかの期における売上高が2,000百万円を超過した場合（当該売上高の判定においては、当社の有価証券報告書に記載される損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）における数値を用いるものとし、国際財務報告基準の適用等により参照すべき売上高の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。）</p> <p>(ii) 割当日から2025年7月31日までの間に、いずれかの連続する20取引日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引終値がすべて本新株予約権の行使価額（但し、上記2.（6）に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）の150%を上回った場合</p> <p>② 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>③ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>

(9)	新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額	<p>① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
(10)	新株予約権の取得の事由及び取得条件	<p>① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記2.(8)に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
(11)	新株予約権の譲渡制限	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
(12)	組織再編行為時等の新株予約権の取扱い	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数</p>

		<p>新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2. (3) に準じて決定する。</p> <p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2. (6) で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記2. (12) ③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>⑤ 新株予約権を行使することができる期間 上記2. (7) に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記2. (7) に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記2. (9) に準じて決定する。</p> <p>⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>⑧ その他新株予約権の行使の条件 上記2. (8) に準じて決定する。</p> <p>⑨ 新株予約権の取得事由及び条件 上記2. (10) に準じて決定する。</p> <p>⑩ その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
(13)	新株予約権の割当日	2021年2月2日

(14)	新株予約権証券を発行する場合の取扱い	当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
------	--------------------	-----------------------------------

以上